



大町市公告第84号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年4月28日

大町市長 牛越 徹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり

2 縦覧場所 長野県大町市大町3887
大町市役所産業観光部農林水産課、大町市ホームページ

3 本公告により、大町市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

別紙対象森林一覧

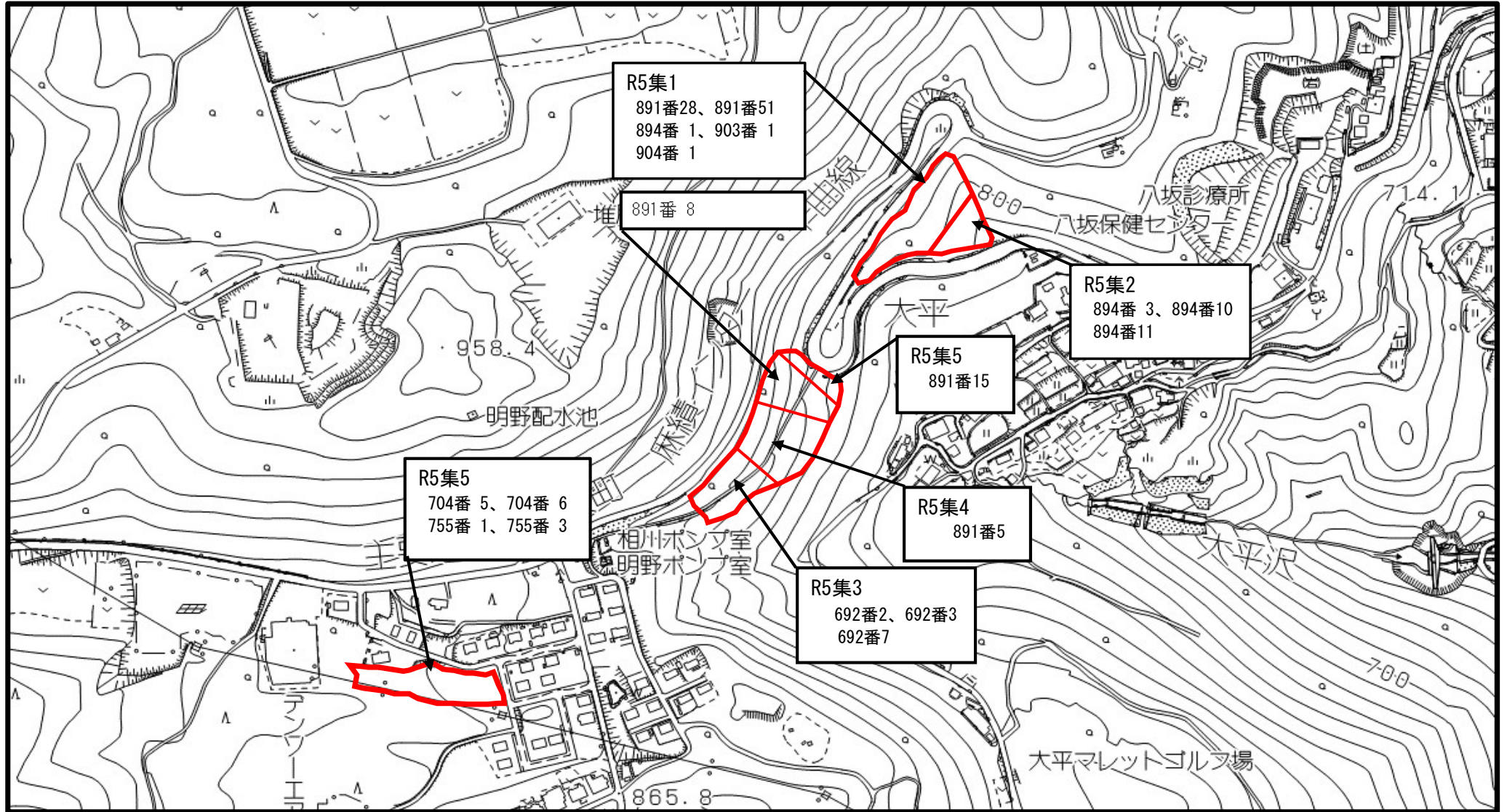
団体名 八坂大曲団地

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備考
R5集1 (八坂大曲)	八坂891番28	1005-は-23	原野	0.0762	告示日から換算して15年を経過する日	
	八坂891番51	1005-は-23	原野	0.0034		
	八坂894番1	1005-は-23	原野	0.3321		
	八坂903番1	1005-は-22	原野	0.0441		
	八坂904番1	1005-は-19	原野	0.0619		
	八坂891番8	1005-は-7	原野	0.2685		
R5集2 (八坂大曲)	八坂894番3	1005-は-20	山林	0.1136	告示日から換算して15年を経過する日	
	八坂894番10	1005-は-20	山林	0.0065		
	八坂894番11	1005-は-20	山林	0.0011		
R5集3 (八坂大曲)	八坂692番2	1005-ろ-14	山林	0.0092	告示日から換算して15年を経過する日	
	八坂692番3	1005-ろ-14	山林	0.0386		
	八坂692番7	1005-ろ-10口	山林	0.0112		
R5集4 (八坂大曲)	八坂891番5	1005-ろ-15	原野	0.4366	告示日から換算して15年を経過する日	
R5集5 (八坂大曲)	八坂704番5	1002-ろ-36	畑	0.0940	告示日から換算して15年を経過する日	
	八坂704番6	1002-ろ-36	畑	0.0249		
	八坂755番1	1002-ろ-34口	畑	0.4506		
	八坂755番3	1002-ろ-35	畑	0.0015		
	八坂891番15	1005-は-14	山林	0.2533		

合 計 2.2273 ha

経営管理権 設定区域図

八坂 大曲



1 個別事項


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 h a	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 長野県大町市大町 3 8 8 7 番地
大町市長 牛越 徹

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上) 

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された番地ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す地図を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定された場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合には () 書きで下段に 2 段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売利益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対すると同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する管理責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画に定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により災害が発生し復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林の立入り及び施設の利用等

- ① 乙は（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は (1)、に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林において販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙は、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した費用等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことができない事由によって甲に不利益が生じたときには、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部について、この経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年 1 回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けるときには、当該支払いを受けた額の限度で、当該営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

番号	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	番地	林班	小班	
①	大町市八坂	891 番 28	1005	は-23	<p>○ 乙は、ヒノキ人工林の健全な育成と下層植生の発生助長を図るために、存続期間中に間伐を2回実施するものとする。また、土壌の流失防止と早期の下層植生の再生を図るため、間伐した木を等高線上に敷きならべることとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は県道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権の設定は行わない。</p>
	同上	891 番 51	1005	は-23	
	同上	894 番 1	1005	は-23	
	同上	903 番 1	1005	は-22	
	同上	904 番 1	1005	は-19	
②	大町市八坂	891 番 8	1005	は-7	<p>○ 乙は、存続期間中に緩衝帯整備を2回実施し、獣害被害等、通学路の安全確保に努めるものとする。なお、施業の実施にあたっては上層の広葉樹の伐採や地表の改変等は控えるものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は県道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権の設定は行わない。</p>

別添2 木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法

（甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合）

番号	対象森林				木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	番地	林班	小班	
					〈経営管理実施権が設定されない場合〉
					1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
					○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。ただし、原則として乙は間伐材の販売は行わない。
					2 留意事項
					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲がDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。

〈相手方及び方法〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。

1 個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 h a	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 長野県大町市大町 3 8 8 7 番地
大町市長 牛越 徹

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上) 


- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された番地ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す地図を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定された場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合には () 書きで下段に 2 段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売利益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対すると同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する管理責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画に定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により災害が発生し復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林の立入り及び施設の利用等

- ① 乙は（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は (1)、に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林において販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙は、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した費用等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことができない事由によって甲に不利益が生じたときには、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部について、この経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年 1 回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けるときには、当該支払いを受けた額の限度で、当該営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

番号	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	番地	林班	小班	
①	大町市八坂	894 番 3	1005	は-20	<p>○ 乙は、スギ人工林の健全な育成と下層植生の発生助長を図るために、存続期間中に間伐を2回実施するものとする。また、土壌の流失防止と早期の下層植生の再生を図るため、間伐した木を等高線上に敷きならべることとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は県道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権の設定は行わない。</p>
	同上	894 番 10	1005	は-20	
	同上	894 番 11	1005	は-20	

別添2 木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法

（甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合）

番号	対象森林				木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	番地	林班	小班	
					〈経営管理実施権が設定されない場合〉
					1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
					○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。ただし、原則として乙は間伐材の販売は行わない。
					2 留意事項
					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲がDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。

〈相手方及び方法〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。

1 個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 h a	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 長野県大町市大町 3 8 8 7 番地
大町市長 牛越 徹

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上) 


- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された番地ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す地図を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定された場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合には () 書きで下段に 2 段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売利益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対すると同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する管理責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画に定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により災害が発生し復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林の立入り及び施設の利用等

- ① 乙は（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は (1)、に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林において販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙は、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した費用等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことができない事由によって甲に不利益が生じたときには、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部について、この経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年 1 回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けるときには、当該支払いを受けた額の限度で、当該営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

番号	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	番地	林班	小班	
①	大町市八坂	692 番 2	1005	ろ-14	<p>○乙は、存続期間中に緩衝帯整備を2回実施し、獣害被害等、通学路の安全確保に努めるものとする。 なお、施業の実施にあたっては上層の広葉樹の伐採や地表の改変等は控えるものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は県道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p>
	同上	692 番 3	1005	ろ-14	
	同上	692 番 7	1005	ろ-10 口	

別添2 木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法

（甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合）

番号	対象森林				木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	番地	林班	小班	
					〈経営管理実施権が設定されない場合〉
					1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
					○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。ただし、原則として乙は間伐材の販売は行わない。
					2 留意事項
					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲がDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。

〈相手方及び方法〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。

1 個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 h a	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 長野県大町市大町 3 8 8 7 番地
大町市長 牛越 徹

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上) 


- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された番地ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す地図を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定された場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合には () 書きで下段に 2 段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売利益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対すると同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する管理責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画に定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により災害が発生し復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林の立入り及び施設の利用等

- ① 乙は（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は (1)、に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林において販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙は、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した費用等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことができない事由によって甲に不利益が生じたときには、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部について、この経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年 1 回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けるときには、当該支払いを受けた額の限度で、当該営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

番号	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	番地	林班	小班	
①	大町市八坂	891 番 5	1005	ろ-15	<p>○乙は、存続期間中に緩衝帯整備を2回実施し、獣害被害等、通学路の安全確保に努めるものとする。 なお、施業の実施にあたっては上層の広葉樹の伐採や地表の改変等は控えるものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は県道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p>

別添2 木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法

（甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合）

番号	対象森林				木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	番地	林班	小班	
					〈経営管理実施権が設定されない場合〉
					1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
					○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。ただし、原則として乙は間伐材の販売は行わない。
					2 留意事項
					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲がDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。

〈相手方及び方法〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。

1 個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 h a	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 長野県大町市大町 3 8 8 7 番地
大町市長 牛越 徹

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上) 


- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された番地ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す地図を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定された場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合には () 書きで下段に 2 段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売利益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対すると同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する管理責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画に定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により災害が発生し復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林の立入り及び施設の利用等

- ① 乙は（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は (1)、に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林において販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙は、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した費用等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことができない事由によって甲に不利益が生じたときには、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部について、この経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年 1 回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けるときには、当該支払いを受けた額の限度で、当該営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

番号	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	番地	林班	小班	
①	大町市八坂	704 番 5	1002	ろ-36	<p>○ 乙は、ヒノキ・スギ人工林の健全な育成と下層植生の発生助長を図るために、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、土壌の流失防止と早期の下層植生の再生を図るため、間伐した木を等高線上に敷きならべることとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は県道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権の設定は行わない。</p>
	同上	704 番 6	1002	ろ-36	
	同上	755 番 1	1002	ろ-34 口	
	同上	755 番 3	1002	ろ-35	
②	大町市八坂	891 番 15	1005	は-14	<p>○ 乙は、存続期間中に緩衝帯整備を2回実施し、獣害被害等、通学路の安全確保に努めるものとする。なお、施業の実施にあたっては上層の広葉樹の伐採や地表の改変等は控えるものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は県道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権の設定は行わない。</p>

別添2 木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法

（甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合）

番号	対象森林				木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	番地	林班	小班	
					〈経営管理実施権が設定されない場合〉
					1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
					○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。ただし、原則として乙は間伐材の販売は行わない。
					2 留意事項
					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲がDを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）

〈時期〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。

〈相手方及び方法〉

○乙から甲に対して金銭の支払いは行われない。